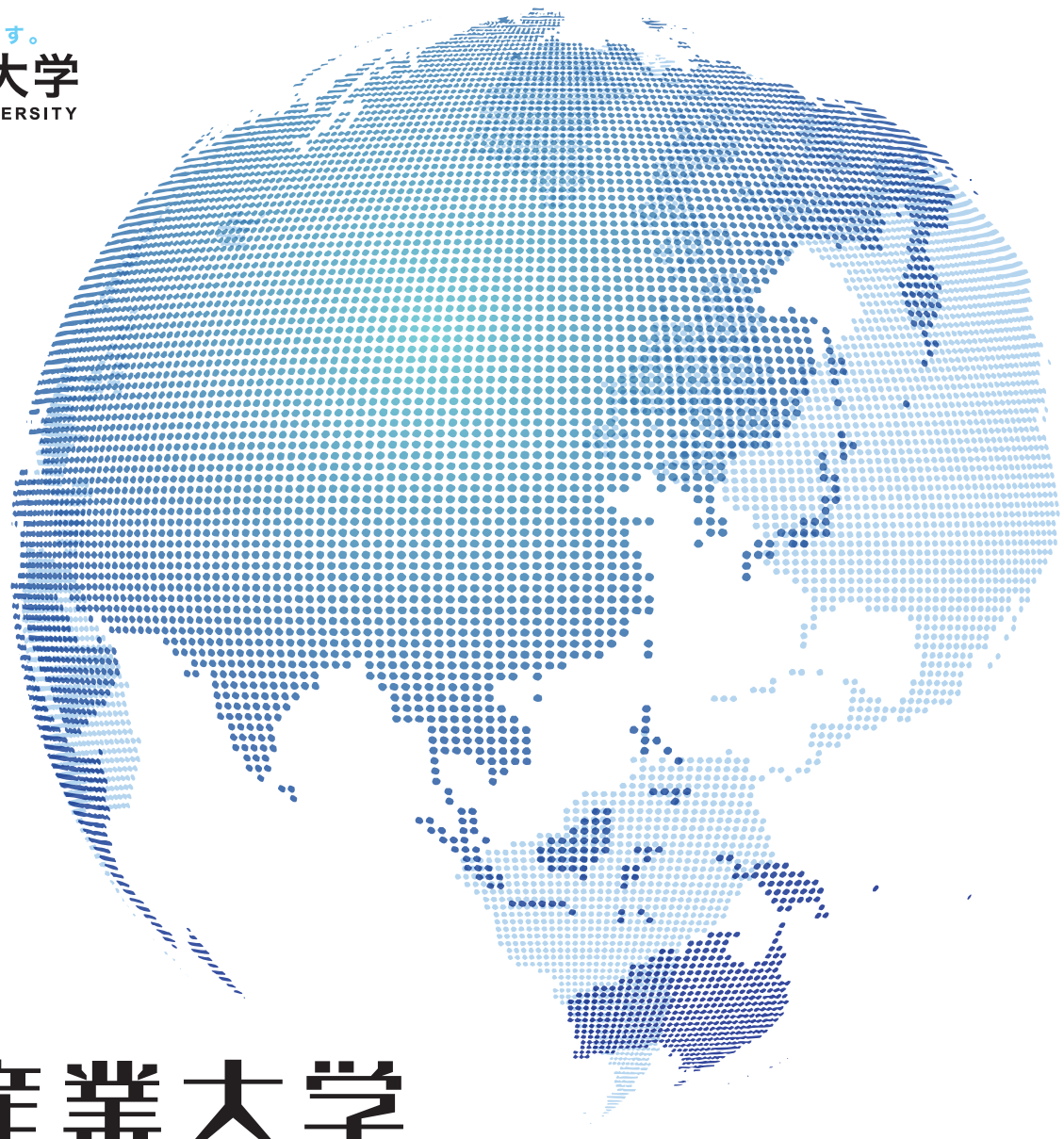




むすんで、うみだす。

京都産業大学
KYOTO SANGYO UNIVERSITY



京都産業大学 世界問題研究所

ニューズレター 2026. 2 Vol.16

NEWS LETTER

CONTENTS

活動記録

(1) 「大国間の産業間競争とその影響」

経済学部 客員研究員・上海社会科学院国際問題研究所
東アジア研究室主任、副研究員 呉 澤林 2

(2) 「『歴史的中国经济周期』論から読み解く ニーダムパズル」

大連工業大学 講師 趙 強 3

研究紹介・エッセイ

「人間中心の法とは何か——近代法理論の根底にあるもの」

世界問題研究所員・現代社会学部 教授 耳野 健二 4



【活動記録】

(1) 「大国間の産業間競争とその影響」

報告者	呉 澤林 (経済学部 客員研究員・上海社会科学院国際問題研究所東アジア研究室 主任、副研究員)
開催場所	京都産業大学 5号館ミーティングルーム 1 + オンライン (Teams)
開催日時	2024年12月4日(水) 16:00～17:30 ※経済学部との共催

研究会概要

2024年12月4日(水)の定例研究会では、京都産業大学経済学部の客員研究員で上海社会科学院国際問題研究所東アジア研究室主任の呉澤林氏が「大国間の産業間競争とその影響」と題とする研究報告を行った。

本研究報告は主に米国・EU・中国・日本・韓国を対象とし、半導体・新エネルギー自動車・造船業などを研究事例として、大国間の産業競争の現状と影響を考察している。学界では国家間関係に影響を与える要因について、選挙政治・第三国・経済的相互依存、共通の価値観・歴史問題・領土紛争など多くの議論がなされているが、中でも経済的相互依存が国家間の平和をもたらすか、それとも紛争を引き起こすかという問題が注目されている。そして、自由主義は商業と貿易が平和をもたらすと主張しているのに対し、現実主義は絶対的利益を重視し、国家が相互依存を手段としてより大きな利益を確保すると考えている。このように、現在、国家間の競争が激化する中、相互依存の「武器化」が理論的議論の焦点となりつつある。

そのうえで、ご報告では、大国間の産業競争が国際関係に与える影響として、第1に、産業政策が主要国の共通選択となり、補助金競争が悪性競争を引き起こす可能性があること、第2に、主要国が高技術国や資源豊富な国を争って獲得しようとしていること、第3に、グローバルな産業競争が高度に安全保障化されていること、第4にEU・日本・韓国などが米国への依存度を深めていることが示された。また、中日関係に関しては、米国が中国に対して全面的な競争を開始したことで、日本にとって新興技術分野を発展させる機会がもたらされたが、この機会を捉えるには日本もいくつかの課題に直面していることや、中国の技術と産業の発展に伴い、中日両国の産業競争は激化し、両国の協力モデルは変化していること、石破茂氏が首相に就任して以降、中日関係は緩和傾向にありビザ緩和はその一例であるが、今後もCPTPP・日中韓FTA・第三国市場協力などの協力課題について検討・推進が可能であることなどが示された。

ご報告後は参加者から多数の質問が寄せられ、活発な議論が行われた。



【活動記録】

(2) 「『歴史的中国经济周期』論から読み解くニーダムパズル」

報告者	趙 強 (大連工業大学 講師)
開催場所	京都産業大学 11 号館 11201 教室+オンライン (Teams)
開催日時	2025 年 2 月 5 日 (水) 15:00 ~ 17:00

研究会概要

2025 年 2 月 5 日 (水) の定例研究会では、大連工業大学の趙強講師が「『歴史的中国经济周期』論から読み解くニーダムパズル」と題とする研究報告を行った。

「ニーダムパズル」(Needham, 1954, 1969) とは、イギリスの中国科学史研究者であるジョセフ・ニーダムからの問題提起である。ニーダムによれば、紀元前 1 世紀から紀元後 15 世紀の宋時代まで、中国の科学技術の水準は世界の中でより進んでいたにもかかわらず、近代においては科学技術だけでなく経済社会の水準はヨーロッパより遥かに遅れをとることになった。それはなぜであろうか。その要因は未だに解明されていないが故に、ニーダムの問題提起はパズルとして残されている。

趙強講師は「歴史的中国经济周期」という観点から、このパズルの解明に取り組む報告を行った。「歴史的中国经济周期」とは、岑 (2021) が初めて示した中国の漢時代からの自律的な経済周期のことである。そのような観点に基づけば、19 世紀後半から 20 世紀 1940 年代までの中国は「歴史的中国经济周期」における「マルサスの罠」に陥ったため、「ニーダムパズル」のような現象が見られていた。「マルサスの罠」に陥った要因については、趙強講師は以下のように分析している。

第 1 に、15 世紀以降にみられた西欧近代科学の発展の要因が、商業と手工業の発展に伴い、商人が技術進歩を通じて更なる利潤を追求したことであるのに対し、古代中国の皇族・官僚・地主など

の富裕層は地代や貸金業を通じて安定した収益を得ることが可能であったため、技術の進歩を促す動機はな

かった。彼らにとっては社会の安定維持と農業生産量の向上こそが自らの利益を保証する重要な要素であった。第 2 に、古代中国は停滞していたのではなく、周期的に発展を成し遂げていた。古代中国经济は「緩やかで安定的な歩み」をトレンドとして示しながら、各王朝は経済周期として循環を続けている。例えば、史料が示す通り、宋代は上昇期・安定期・衰退期という完全な経済周期を経験したことが分かる。19 世紀後半の清代時代では、欧米帝国主義等による外来侵略により、さらに衰退期を長くさせた。

以上のような報告がなされた後に、マックス・ウェーバーやピケティによる研究の成果などと比較する観点から、質疑応答が活発に行われた。



報告中の趙講師

参考文献

- [1] Needham, Joseph (1954) *Science and Civilization in China*. Volume 1, Cambridge University Press.
- [2] Needham, Joseph (1969) *The Grand Titration: Science and Society in East and West*, Allen & Unwin.
- [3] 岑智偉 (2021) 「『歴史的中国经济周期』から読み解く『一带一路』」 岑智偉・東郷和彦編著『一带一路：多元的視点から読み解く中国の共栄構造』第 1 章、晃洋書房。



【研究紹介・エッセイ】

「人間中心の法とは何か ——近代法理論の根底にあるもの」

世界問題研究所員・現代社会学部 教授 耳野 健二

1. はじめに——問としての 「法における人間」

法において人間とは一体何であるのか。今日、こうした問をあらためて取り上げる時が到来しつつあるように思われる。周知のように、AI等の著しい発展とともに、人間の労働へのそれらの関与ないし代替の在り方が盛んに論じられる一方で、政府は「人間中心のAI社会原則」を唱えるに至っている。「人間中心」の社会とは何なのか、そこでの法秩序とはいかなるものなのか。現代の科学技術の急激な発展は、こうした根本的な問に向き合うことを否応なくわれわれに迫っているのではないだろうか。

本稿は、このような問題意識に導かれ、近代法理論の根底にある哲学の一端を紹介しようとするものである。紹介される内容そのものは、法史学の専門研究の次元ではかねてより論じられているものではあるが、上記のような現況に鑑み、あえて光を当てるに値すると考えた。

主題としては、近代法理論におけるその哲学的基礎はいかなるものか、ということになる。具体的には、近代法理論の確立者として知られるサヴィニー（1779–1861）の法理論の哲学的基礎の一つとして、カント（1724–1804）の哲学の影響が見られることを紹介する。とはいえ、かかる主題それ自体、決して小さな主題ではないことから、本稿ではその性質上、ごく限られた範囲の断片的な論究に止まることを予めお許しいただきたい。

2. カント法哲学における 人格、権利、法

カントの膨大な哲学的業績の中には法哲学の重要な著作が含まれている。『人倫の形而上学』の第一部『法論の形而上学的原理』（以下『法論』とよぶ）がそれである。ここに記された法の形而上学は、法律学の世界へも影響を与え、その後の法の発展史において抜きがたい痕跡を残すこととなった。

マリエッタ・アウア著『近代の私法的ディスクルス』（2014年）は、ドイツの近代法思想史を、二つの近代（啓蒙主義的近代と再帰的近代）の観点から分析する。言うまでもなく、かかる観点は、再帰的近代を論ずるベックらの社会理論の上に近代法思想史を捉えなおそうとする試みであり、この意味で、本書は現代社会理論を法思想史の研究に援用しようとする意欲的な研究である。この書のなかで、カントの見解は「第一の近代」の法理論を基礎づけた理論の一つ、しかし決定的に重要な理論として登場する。とくに注目すべきは、人格ならびに権利の理論に対するカント哲学の貢献である。ここでは、かようなアウアの見解を参考にしつつ¹、カント法哲学に関して若干の点にふれておく。

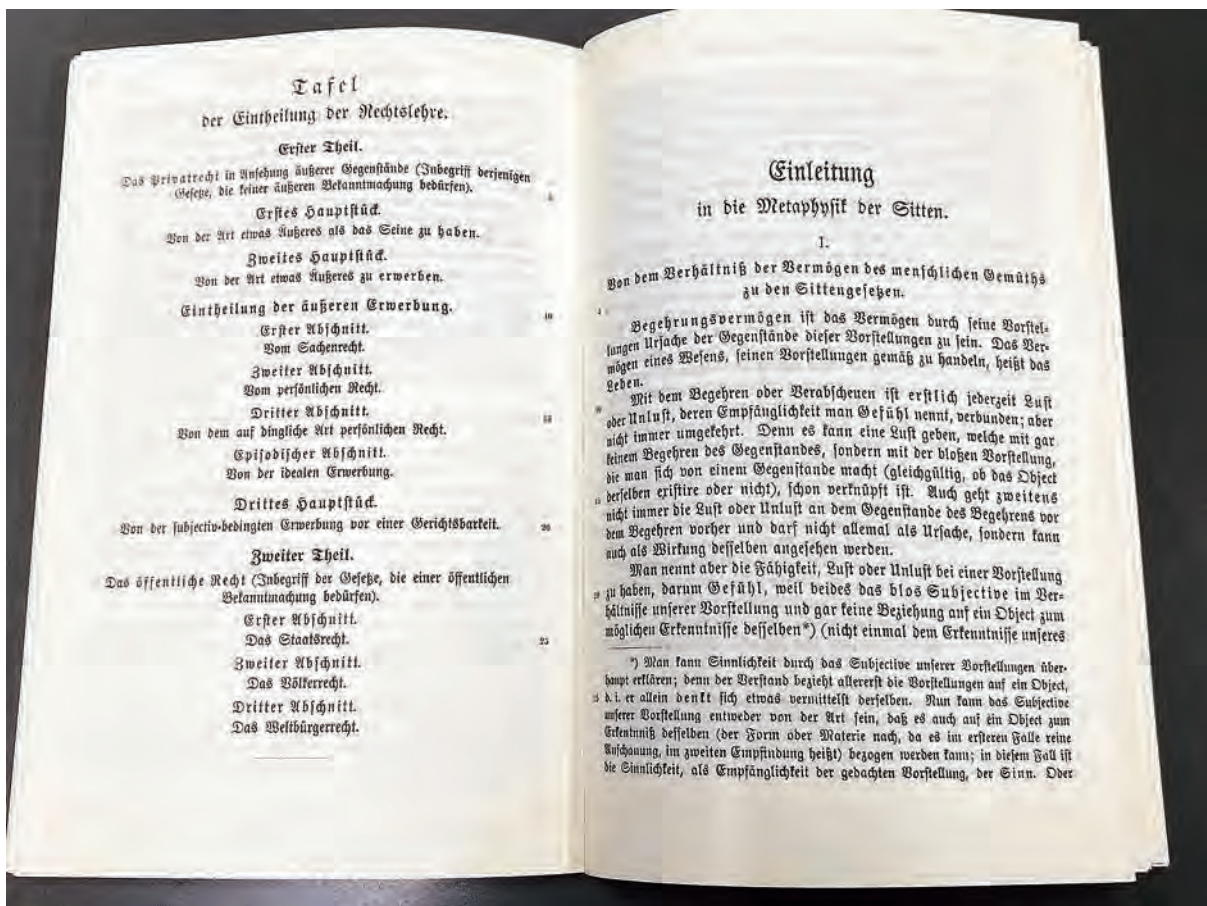
第一に注目すべき点は、カントが人間を道徳的主体すなわち人格として把握したことである。カントは、義務論に立脚しつつ、人間が自らの格律を普遍的法則に合致させる自己立法の重要性を説き、このような自己立法としての自律を自由と結

¹ Marietta Auer, *Der privatrechtlicher Diskurs der Moderne*, 2014, 2022, Tübingen, S. 19ff.

びつける。ここに個々の人間は、自由の主体であると同時に自己立法(自律)の主体であるとされる。そのさい、道徳法則に対する尊重は、理性的主体である人間に対する尊敬へと通ずる。目的と手段を人格との関係から説くカントの定言命法は、それを最もよく表している。「君は、君の人格の中にあるとともに他のどんな人の人格の中にもある人間性を、つねに同時に目的として扱い、決してたんに手段として扱うことのないように、行為せよ。」²

第二に強調されるべきは、人格が、法の主観的局面である「権利」に結び付けられ、法に関わる考察の出発点とされたことである。カントは『法論』において、「人格」を「その行為に対して帰責が可

能な主体」として定義したうえで³、「占有」を出発点として私法秩序の形而上学的地平を明らかにしている⁴。すなわち、対象の「使用を一般に可能とする主体的な条件」は「占有」であって、「法的に私のもの」とは、「或る他者が私の同意なくそれを使用するようなことがあれば、そうした使用が私を侵害することになりうる」もののことである。このような「占有」を踏まえつつ、「外的な私のもの」「君のもの」が、感性的占有と可想的占有の区別を基に論じられる。さらにこうした議論の上に、「いかにして純然と法的な(可想的な)占有が可能か」という問いが立てられ、そこから「いかにしてア・プリオリな総合的法命題が可能であるか」という



² カント『道徳形而上学の基礎づけ』(大橋容一郎訳、岩波文庫)、96頁。

³ カント『人倫の形而上学 第一部 法論の形而上学的原理』(熊野純彦訳、岩波文庫)、59頁。

⁴ 同上102頁以下。

問いが論じられてゆく⁵。

ここでは、こうしたカントによる私法の形而上学に立ち入ることはできないが、カントが、主体による法的「占有」を法理論の出発点としたことには、留意しておきたい。というのも、かかる占有は、その主体の自由を基底とし、このことを通じて、「人格」のもつ「人間性」に関わりをもつように思われるからである。カントは『法論』において、「生得の権利」が自由としてその主体の「人間性」に結びつくことを次のように明言する。「自由〔…〕こそ、それがあらゆる他者の自由と普遍的法則に従って両立しうるかぎり、このただひとつ根源的で、あらゆる人間に対してその人間性のゆえに所属する権利にほかならない。」⁶

そして、こうした各人の自由すなわち主観的権利の相互共存の形式として、有名な法概念の定義が与えられる。「法とはかくして諸条件の総体であり、法の示す諸条件のもとで或る者の選択意思は、他者の選択意思と自由の普遍的法則に従ってともに統合されうることになる。」⁷

第三に、興味深いのは、このような自由の相互共存の形式としての私法秩序を保障するための体制として、公法を位置づけていることである。カントによれば、私法における人間同士の相互関係はいまだ暫定的秩序として自然的状態に止まるのであり、この状態を確定するためには、人々は公法による法的状態へと移行することが必要である。そこでは、私法の内容がそのまま公法として具現化される。カントは言う。「…後者〔公法〕には、人間相互の義務にかんしていえば、前者〔私法〕にあって考えられうる以上の義務、あるいはそれ以外の義務はなにひとつとして含まれていない。私

法の実質はまさに、双方において同一なのである。」したがって、「公法の諸法則がかかわる」のは、「ひとえに人間たちの共存の法的形式（体制）のみである」⁸。人びとがこのような形式の下に置かれている状態をカントは「市民的状態」と呼ぶ⁹。

3. カント法哲学の近代法理論への影響

以上のカント法哲学に関する記述は、その内実の簡潔なスケッチですらなく、わずかな断片を寄せ集めただけのものにすぎない。だがそれでも、カントの法論の要点の何某かを示しているとすれば、これを次のようにまとめておきたい。カントは、自律的な道徳的主体を人格と解し、ここに人間性の核心を見た。法は、そうした人格のもつ自由が互いに共存するための条件として把握される。それは、まずは暫定的な私法の地平で観念されるが、これに実効性をもたせるために人々は市民的状態に入り、その規範的内実を実現するための体制を、公法を通じて確立する必要がある。

こうしたカントの法哲学の要点は、近代法学の形成にあたり重要な影響を与えた。その一つが、サヴィニーの法理論への影響である。

サヴィニーは、その私法理論の基礎に主観的法を、すなわち個々の人間に属する自由の領域としての権利を据え、これを基に法律関係を構成することに私法学の課題を見ている。そのさい、人格を権利主体として解するとともに、これを自由の主体としても位置づけた。サヴィニーは言う。「あらゆる権利は、あらゆる個々の人間に内在する倫

⁵ 同上 112 頁以下。

⁶ 同上 90 頁。

⁷ 同上 74 頁。

⁸ 同上 240 頁。〔 〕は耳野による補足。

⁹ 同上 246 頁。カントの市民社会概念が国家といかなる関係にあるかも関わってくるが、ここでは論究することはできない。Auer（前出注 1）、S. 36ff. 参照。

理的自由のために存在する…。それゆえ、人格あるいは権利主体の根源的概念は、人間の概念と一致する。」それゆえ、「あらゆる個々の人間が、そして個々の人間だけが、権利能力をもつ。」¹⁰ このようなサヴィニーの言う権利および人格の概念には、上述のようなカント法哲学の影響があると指摘されている¹¹。つまり、19世紀の半ばに近代的私法学が確立されたとき、その思想の奥底には、カント哲学に由来する人格と自由の概念が含まれており、それゆえこのことを通じて、その権利主体の概念には、カントの言う人間性への尊敬に立脚した人間理解との繋がりを想定することができる、ということになる。また、サヴィニーはその法概念を、自由な存在としての自己と他人との接触において、各々の自由な空間を限界づけるための規則として説明している¹²。ここにも、自由ないし権利の相互関係の形式というカントの法概念の影響が見られるところである。

相互関係を可能にする秩序として法が捉えられていたこと、こうしたことは、あらためて確認するに足りるように思う¹³。

現代社会のもたらす状況があまりに複雑となり、それに対処するために社会的にも個人的にもコストが嵩めば嵩むほど、時には立ち止まり、問題の根幹にある原点を想起し、その意味を問い直すことは、われわれにとってますます重要な意味をもつ。こうしたことは、AIの発展という巨大な社会的変動を予感させる未知の事象への対応に際しても、同様であろう。この点で、本稿で取り上げたような、近代法理論の根底に人間性を重んじる哲学が存在したという歴史的事情は、なお参照に値する重要性をもつと思われる。

(以上)

4. おわりに——現代の根底にあるものを問うということ

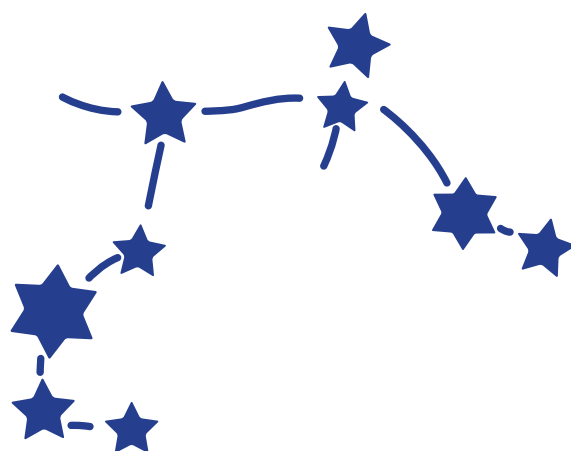
言うまでもなく、カントの法哲学もサヴィニーの法理論も、その後の歴史の中でさまざまな批判を受けている。また現代の複雑な諸問題を解決するために、こうした古典理論の枠組みだけでは到底不十分であることもまた、言を俟たない。それらを承知のうえで、それでもなお、近代法理論の根底に人間性を重んじる人格概念が据えられていたこと、そしてそうした主体の自由ないし権利の

¹⁰ Savigny, *System des heutigen Römischen Rechts*, II (1840), S. 2.

¹¹ カント哲学のサヴィニー法理論への複雑な影響関係を論ずることはここでは不可能である。この問題に関してはかねてより多くの研究があるが、ここでは次の文献だけをあげておく。Hannes Unberath, *Der Nachhall der metaphysischen Anfangsgründe der Rechtslehre im System des heutigen römischen Rechts*, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte: Germanistische Abteilung*, Bd. 123 (2013), S.142-187.

¹² Savigny, *System des heutigen Römischen Rechts*, I (1840), S. 331f.

¹³ 専門研究の次元で言えば、カント哲学のサヴィニーへの影響については、さらにサヴィニーの法思想とロマン主義や客観的観念論との関係を論じなければならないが、本稿の性質上、ここでは全面的に省略する。



当研究所の活動やニュースレターのバックナンバーはホームページにも掲載されています。

<https://www.kyoto-su.ac.jp/research/sekaimondai/index.html>



京都産業大学世界問題研究所 ニュースレター 第16号 2026年2月

発行 京都産業大学世界問題研究所 京都市北区上賀茂本山 TEL (075) 705-1468

編集 京都産業大学世界問題研究所所員 久保 秀雄／同事務局 藤本 興子

印刷 中西印刷株式会社
